

## ○成年後見制度の相談について

お住まいの区のアんしんセンターにご相談ください。

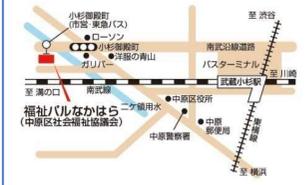
**川崎区あんしんセンター**  
〒210-0011 川崎区富士見 1-6-3  
読売川崎富士見ビル B-1 棟 6階  
福祉パルかわさき内  
電話：245-1144 FAX：211-8741



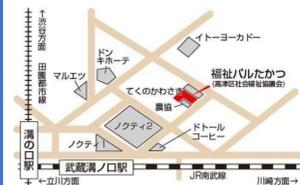
**幸区あんしんセンター**  
〒212-0023 幸区戸手本町 1-11-5  
さいわい健康福祉プラザ  
福祉パルさいわい内  
電話：556-5082 FAX：556-5577



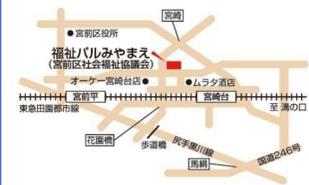
**中原区あんしんセンター**  
〒211-0067 中原区今井上町1-34  
和田ビル 1階  
福祉パルなかはら内  
電話：722-6122 FAX：711-1260



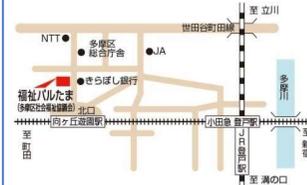
**高津区あんしんセンター**  
〒213-0001 高津区溝口 1-6-10  
てくのかわさき 3階  
福祉パルたかつ内  
電話：812-5833 FAX：812-3549



**宮前区あんしんセンター**  
〒216-0033 宮前区宮崎 2-6-10  
宮崎台ガーデンオフィス 4階  
福祉パルみやまえ内  
電話：856-5788 FAX：852-4955



**多摩区あんしんセンター**  
〒214-0014 多摩区登戸 1891  
第3井出ビル 3階  
福祉パルたま内  
電話：933-2411 FAX：911-8119



**麻生区あんしんセンター**  
〒215-0004 麻生区万福寺 1-2-2  
新百合 21ビル 1階  
福祉パルあさお内  
電話：952-5711 FAX：952-1424



## ○成年後見支援センター事業に関する問い合わせ

川崎市社会福祉協議会 川崎市成年後見支援センター

〒211-0053 川崎市中原区小田中 6-22-5  
川崎市総合福祉センター6階  
電話：044-712-8071 FAX：044-739-8738

E-mail：[kouken@csw-kawasaki.or.jp](mailto:kouken@csw-kawasaki.or.jp)



# あんしんセンター便り

令和6年6月  
第9号

令和3年度に川崎市成年後見支援センターが開設され、川崎市における権利擁護支援の地域連携ネットワーク構築を推進するため、①広報機能、②相談機能、③成年後見制度利用促進機能、④後見人支援機能の4つの機能を実施してきました。今年度からは第2期計画に移り、さらなる利用促進を図っていきます。今回は、令和5年度の活動を報告します。

本号の2・3面の特集記事は『消費者トラブル』についてです。ぜひ、ご活用ください！



## ①広報

- ①センターの広報  
地域包括支援センター、障害者相談支援センター、医療機関、相談支援機関等、延べ413箇所に直接広報
- ②市民向けリーフレットの配布依頼  
郵便局・川崎信用金庫・横浜銀行の市内全店、行政機関、医療機関、相談支援機関等、1,000箇所以上に広報
- ③市民向け研修(2回)  
『成年後見制度について』  
第1回(9/22)参加者数38名  
第2回(3/6)参加者数44名  
※第2回は会場とオンラインの併用開催



- ④関係機関向け研修(2回)  
第1回(7/10)『成年後見制度の概要』  
参加者数51名  
第2回(10/20)『任意後見制度について』  
参加者数36名
- ⑤各区あんしんセンターによる出張講座45件(延べ868名参加)
- ⑥ニュースレターの発行  
3回発行(6月・10月・2月)  
相談支援機関および区役所に配布  
※市社協ホームページにも掲載
- ⑦成年後見制度パンフレットの配布  
6,000部作成。相談支援機関、区役所等行政機関などに配布



## ②相談

- ①初回相談件数 861件
- ②申立支援件数 80件  
※申立に繋がった件数 58件  
内訳：補助10件、保佐21件、後見27件  
(うち日常生活自立支援事業利用者1件)
- ③専門相談 53件  
内訳：弁護士26件、司法書士19件、社会福祉士8件  
こんな相談がありました…  
(弁) 制度を利用したの不動産処分、相続、債務整理のための制度利用など  
(司) 将来の備えのための任意後見契約や監督人選任申立ての時期、任意代理など  
(社) 障害のある子どもの親亡き後の後見制度の活用、親から専門職への移行など
- ④専門職派遣 8件  
内訳：弁護士2件、司法書士4件、社会福祉士2件  
こんな派遣がありました…  
(弁) 連帯保証による負債が発生した高齢者の制度利用による債務整理の助言  
(司) 将来相続が発生する知的障害者の制度利用のタイミングや代理権などの助言  
(社) 制度利用にあたり、世帯全体の課題の整理について助言



## ③利用促進

- ①申立書書き方講座(7/10)  
参加者数48名
- ②市民後見人養成  
第6期市民後見人養成研修 実践研修の実施  
12名受講 ※12名全員が修了してバンク登録
- ③市民後見人フォローアップ研修  
2回実施(8/2・1/31)  
参加者数延べ64名
- ④成年後見制度シンポジウム(2/17)  
参加者数41名  
※シンポジウム後の土業相談会 相談件数17件
- ⑤受任調整会議  
受任調整0件  
※どの専門職に後見人を依頼したらよいか選定が困難な場合に利用できます。区あんしんセンターまでご相談ください。



## ④後見人支援

- ①親族後見人向け研修 2回実施  
6/27・3/11に実際に後見人になっている親族が延べ7名参加



令和6年度の研修等のおおよその予定については4面をご覧ください！



川崎市社協  
キャラクター  
ななふく

必見



# 特集！消費者トラブル

近年、消費者トラブルの手口は巧妙かつ多様化し、誰しもがトラブルにあう恐れがあります。とくに判断能力が不十分な方々は、消費者トラブルにあう恐れが高まります。その解決のために、成年後見制度で契約の取り消し等を行い被害回復をする場合があります。今号では消費者トラブルについて特集し、よくある事例や相談先についてご紹介いたします。

法定後見制度が消費者トラブルに巻き込まれたご本人の利益を保護する事例をご紹介します。被後見人であるAさんは介護保険サービスを利用しながらの一人暮らしでしたが、ある日、自宅を訪問してきた業者との間で高価な着物を購入する契約を締結して、代金も支払ってしまいました。その後、自宅を訪問した成年後見人が着物の存在に気付き、「この着物は必要なものですか」と尋ねて、不要であるが何となく買ってしまったという状況を聞いたことから、成年後見人において売買契約を取り消して業者に代金を返還するように請求、無事に代金を取り返しました。

被後見人による契約は、日常的取引（例えばスーパーでの買い物等）を除いて成年後見人による事後的な取消が可能であり、結果として支払済みの売買代金の返還請求も可能となります。本来、被後見相当の方は判断能力がなく契約は無効とすべきなのですが、契約締結時にかかる能力がなかったということを事後的に立証する事は困難であることから、被後見人による契約は一律取消可能という法的な建付を取ることでご本人の経済的利益擁護を図っています。また、上記事例ではクーリング・オフによる救済も想定できますが、取消権行使はクーリング・オフの要件を満たさない場合でも可能です。

もちろん、法定後見制度や取消権の行使だけで高齢者・障害者であるご本人を消費者トラブルから守れるものではなく、消費者トラブル予防の見地から地域連携ネットワークの構築、関係諸機関の協働も重要であることは言うまでもありません。



川崎市あんしんセンター所長 高橋 慶（弁護士）

川崎市からのお知らせ

## 消費者トラブルに気をつけて！

消費者行政センターの相談窓口には、年間約1万件もの相談が寄せられています。在宅中を狙った訪問販売や訪問購入、定期購入などよくあるトラブル事例についてご紹介します。

### 判断力が低下した高齢者に多い消費者トラブル

#### ①屋根瓦修理、リフォーム工事等の訪問販売

「お宅の屋根瓦がずれている、無料で点検してあげる」と誘われ、認知症の親が高額な工事契約をしていたが解約したい。



#### ②訪問販売（自宅の売却）

事業者「自宅マンションを買い取る」としつこく勧誘され契約。「家賃を払えば賃貸として住み続けられる。修繕費や固定資産税がかからないので有利」と言われたが解約したい。



#### ③給湯器の無料点検

「給湯器を無料で点検する」と電話の後、事業者が来訪した。交換を勧められ、断り切れずに高額な契約をしたが解約したい。

#### ④不用品の訪問買取

「不用品は何でも買い取ります」と電話をしてきた業者が訪問。「貴金属はないか？」と聞かれ、断り切れずに言われるままに低い価格で強引に貴金属を買い取られてしまったが返してほしい。



#### ⑤電話勧誘販売

認知症の母が電話勧誘でカニや海産物を注文し、代引きで商品が何度か届いている。母は申し込んだことも覚えていない。今後の勧誘を断りたい。



#### ⑥解約できない定期購入

サプリメントの「お試し500円！」の広告を見て購入してみた。もう買わないつもりが定期購入契約となっていて、解約できない。

### ◆アドバイス◆

突然訪問してきた業者や突然の電話勧誘販売は、すぐに契約しないようにしましょう。広告を見て業者を呼んだ場合も、**契約内容や条件をよく確認してから契約しましょう。**通信販売は、**クーリング・オフができません。**お試し価格、無料など、価格が著しく安い場合や、「今だけ！」と契約を急かされる場合は、要注意です。

### 悪質商法の被害に遭わないための見守りのポイント

高齢者をターゲットとして、突然訪問し、必要のない工事やサービスの契約をさせたり、強引な勧誘を行う悪質業者の相談も寄せられています。

- 見慣れない事業者の車が止まり、家に人が出入りしている
- 定期的にどこかにお金を払っている様子がある
- 家に見慣れないもの、未使用のものが増えている
- 生活費が不足したり、お金の管理ができなくなっている
- 工事に関するカタログや名刺がある
- 元気がない、表情が暗いなど、いつもと様子が違う等

などといったことが見受けられる場合は、消費者トラブルに遭っている可能性があります。

さりげない声掛けとともに、高齢者で見守りが必要な方の相談窓口として、サポートとして、各区役所・地域まもり支援センターもご利用ください。



消費者トラブルにあった場合は、すみやかに**消費者行政センター**にご相談ください。

川崎市消費生活相談窓口 044-200-3030 または 局番なし188（いやや）

受付時間 月～金曜 9時～16時／土曜10時～16時  
\*日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）を除く  
\*金曜日は電話相談のみ19時まで受付  
\*土曜日は電話相談のみ受付